

【様式 2－1】守秘義務の遵守に関する誓約書（個別対話参加者）

年 月 日

新たな長居障がい者スポーツセンター（仮称）整備・運営事業
運営予定者の公募前の個別対話 守秘義務の遵守に関する誓約書

大阪市福祉局長 向井 順子 様

商号又は名称： _____

所在地： _____

代表者名： _____

当社は、新たな長居障がい者スポーツセンター（仮称）整備・運営事業（以下「本事業」といいます。）に関し、運営予定者の公募前の個別対話への参加のみを目的（以下「本目的」といいます。）として、本誓約書を提出した者に大阪市（以下「市」といいます。）から配布される資料（以下「守秘義務対象資料」といいます。）の配布を受けることを希望します。守秘義務対象資料の配布を受けるに当たっては、下記事項を遵守し、秘密を保持することを誓約します。

記

（利用の目的）

第1条 当社は、本目的のためにのみ守秘義務対象資料の配布を受けるものであり、本目的以外の目的のために守秘義務対象資料を利用しません。

2 当社は、守秘義務対象資料等の市から提供される全ての資料は、参考のために提供されるものであり、市はその内容の正確性について一切の責任を負わないことを承認します。

（秘密の保持）

第2条 当社は、市から提供を受けた守秘義務対象資料を秘密として保持するものとし、第三者に対し開示しません。但し、法律、命令、条例等（以下「法令等」といいます。）により開示が義務づけられる場合はこの限りではありません。

(善管注意義務)

第3条 当社は、市から提供を受けた守秘義務対象資料に含まれる情報が、市の業務上重要な情報であり、これが第三者に開示された場合には、市の業務又は事業に重大な影響を与える可能性がある情報が含まれることを了解し、守秘義務対象資料を、善良な管理者としての注意をもって取り扱うことを約束します。

(個人情報の取扱い)

第4条 市から提供を受けた守秘義務対象資料のうち個人情報に該当するものについては、法令等により市及び当社に認められる範囲内でのみ利用、保持し、かつ、法令等により市及び当社に要求されるところに従い適切な管理を行うことを約束します。

(損害賠償義務)

第5条 当社の本誓約書に違反する行為により守秘義務対象資料が漏洩した場合、当社は、それにより市に生じた損害を直接賠償することを約束します。

(期間、書類の破棄等)

第6条 当社は、令和7年9月3日（以下「個別対話期間終了日」といいます。）に、受領した守秘義務対象資料を、すべて破棄することを約束します。なお、本誓約書に基づく守秘義務その他の義務は、個別対話期間終了日以降も存続するものとします。

2 前項により破棄する守秘義務対象資料について、その全部又は一部の複製を行った場合（磁気ディスクその他の媒体への記録を含みます。）、個別対話期間終了日以降速やかにこれらを破棄又は消去することを約束します。但し、社内決裁資料に守秘義務対象資料に記載された情報が含まれ不可分一体となっている場合、及び、法令等により守秘義務対象資料に記載された情報を保持することが義務付けられている場合は、当社は当該資料・情報等を破棄等することなく、当社において適切に保管することを約束します。

(準拠法、管轄)

第7条 本誓約書は日本法に従って解釈されるものとします。

2 当社は、本誓約書に関連する一切の紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

以上